

大蔵村一般廃棄物基本計画 (ごみ処理基本計画)

平成 29 年 9 月策定

平成 30 年 6 月改訂

大 蔵 村

目 次

第1 計画策定の趣旨、位置づけ	
1. 計画の目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置づけ	1
第2 大蔵村におけるごみ処理の現況	
1. 収集運搬体制	2
2. 計画処理区域	2
3. ごみの分別区分とごみ処理体系	2
4. ごみの区分と収集頻度、排出形態、中間処理・最終処分	3
5. ごみ排出量実績	4
6. ごみ処理費	5
7. ごみの減量化・再生利用の状況と実績	6
8. 不法投棄対策	9
9. 現状の課題	9
第3 大蔵村における将来のごみ量予測	
1. 将来人口の予測	12
2. 総ごみ発生量の予測	13
第4 基本方針	
1. 基本理念及び目標	14
2. 基本方針	14
3. ごみの減量と資源化の目標	15
第5 基本計画の施策	
施策1. ごみ発生抑制の推進	17
施策2. 循環型ごみ排出の推進	18
施策3. 不法投棄防止対策の推進	19
施策4. 廃棄物にかかる情報の提供と共有化の推進	20
第6 その他の取り組み	
1. その他の取り組み	21

第1 計画策定の趣旨、位置づけ

1. 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条1項の規定に基づき策するものであります。

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決を改善することが、安定した社会の実現に不可欠であり、大蔵村民に最も身近な環境問題である廃棄物処理に対する意識が高まる中で、①廃棄物の発生抑制、②資源の循環的な利用、③適正な処分、が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負担ができる限り低減される、形成すべき「循環型社会」の達成を目標に掲げこの計画を策定いたします。

2. 計画期間

この計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画内容に大きな変動や変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物処理法に基づき、中期的・総合的視点に立って大蔵村の計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、第3次大蔵村総合計画、大蔵村分別収集計画（第8期）、大蔵村一般廃棄物処理計画、大蔵村地域防災計画、新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画と整合し、最上広域市町村圏事務組合（以下、「最上広域」という。）及び構成市町村と相互調整を行い位置付けるものです。

第 2 大蔵村におけるごみ処理の現況

1. 収集運搬体制

生活系ごみ及び事業系ごみについては、民間委託により村内 75 箇所の集積所（ゴミステーション）からの収集、拠点収集として大蔵村役場前 1 箇所（資源ステーション）、役場窓口での収集、催事（イベント）収集、及びそれらの運搬を行っています。

集積所の管理は大蔵村環境活動委員（地区代表）が、主体となり自主的に行っております。

集積所の更新については、村指定の「景観配慮型ゴミステーション」を必要に応じ適宜配置しております。

事業系ごみについては、事業者自らの責任により処理することを原則とし、村指定の事業系ごみ袋を使用することにより、その収集運搬を生活系ごみと同様に行っています。

2. 計画処理区域

計画処理区域は大蔵村全域とします。

3. ごみの分別区分とごみ処理体系

大蔵村から排出されるごみの分別区分、内容及び収集場所は以下の表のようになります。

【表 1】

区 分		内 容	収集場所
燃やせるごみ		生ごみ、ビニール、プラスチック類、布類、皮革類、CD 類、草木くず等	集積所 ゴミステーション
燃やせないごみ		陶磁器類、ガラス類、金属類、刃物等	
資源物	ビン	茶色ビン、無色透明ビン、その他色ビン	
	缶	アルミ缶、スチール缶、カセットボンベ、菓子缶、茶筒等	
	ペットボトル	ペットボトル	
	古着等	古着、靴類、バッグ類	
紙資源	新聞紙	新聞紙、広告紙	拠点収集 資源ステーション
	雑誌	雑誌、本、カタログ誌	
	段ボール	段ボール	
	雑紙	ティッシュ箱、食品箱、トイレットペーパーの芯など	
	牛乳パック	牛乳パック※集積所の回収もあり。	
粗大ごみ		小型家電又はリサイクル家電以外の家電、椅子、机、タンス、家具類等	申込制 個別収集
リサイクル小型家電		小型家電全般(概ね 25 cm×10cm)	役場窓口、 催事

大蔵村から排出されるごみの中間処理及び最終処分については、最上広域で行う場合と民間事業所に委託する場合があります。その中で最上広域におけるごみ処理体系は以下のようになります。

(1) ごみ焼却施設（最上広域：エコプラザもがみ）

平成 15 年度から稼動しており、焼却炉形式は全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）による 24 時間燃焼処理となっています。焼却能力は 90 トン/24 時間（45 トン× 2 炉）であります。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ・資源物処理施設（最上広域：リサイクルプラザもがみ）

平成 10 年度から稼動しており、処理能力は 42 トン/5 時間となっております。

不燃ごみ・粗大ごみも破砕機等による分別を積極的に行っており、金属類に関する資源については可能な限り回収し、資源化しております。

また、資源物（缶・ビン・ペットボトル）についても、選別作業後に再商品化事業者へ売却又は引渡しを行い、資源化を行っています。

(3) 最終処分場（リサイクルプラザもがみ併設）

平成 10 年度から稼動しております。

(2) の前段で発生した不燃物や粗大ごみ、エコプラザもがみの焼却残渣等の埋め立てを行っております。

4. ごみの区分と収集頻度、排出形態、中間処理・最終処分

大蔵村から排出されるごみの収集頻度、排出形態及び中間処理・最終処分は以下の表のようになります。

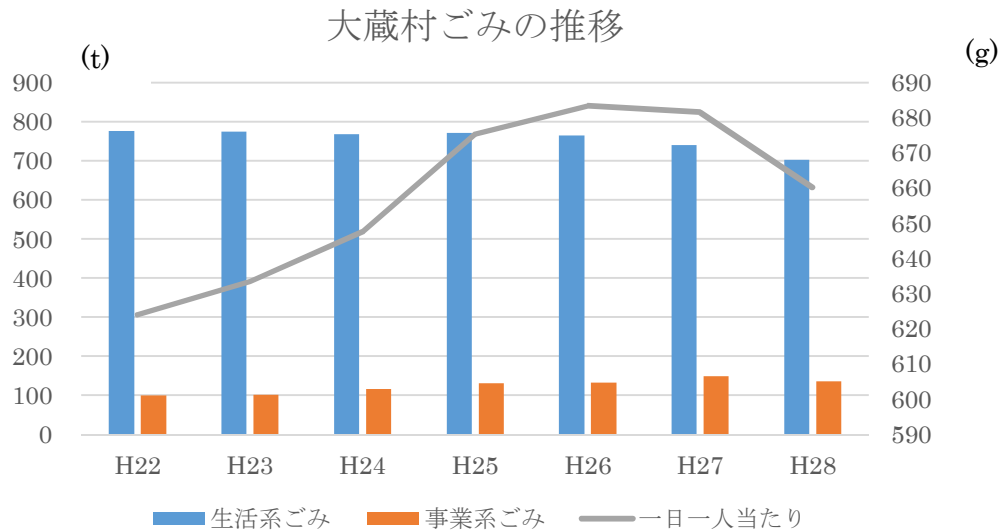
【表 2】

区 分		収集頻度	排出形態	中間処理・最終処分
燃やせるごみ		2～4 回/週	指定ごみ袋	エコプラザもがみ
燃やせないごみ		1～2 回/月	指定ごみ袋	リサイクルプラザもがみ
資源物	ビン	1～2 回/月	コンテナ等	リサイクルプラザもがみ
	缶			
	ペットボトル			
	古着等	4 回/年	指定ごみ袋	民間事業所において資源化
紙資源	随時	白紙紐で縛る		
紙資源			新聞紙	
紙資源			雑誌	
紙資源			段ボール	
紙資源			雑紙	
紙資源	牛乳パック			
粗大ごみ		申込制	指定なし	リサイクルプラザもがみ
リサイクル小型家電		随時	指定なし	民間事業所において資源化

5. ごみ排出量実績

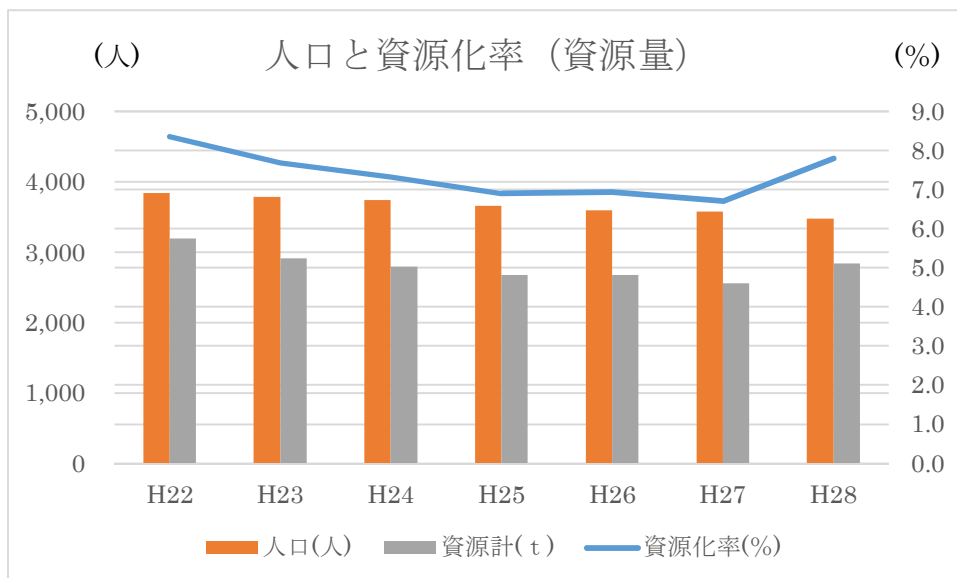
人口の減少に伴い微減を続けていたごみの量は、平成 25 年に一時増加の傾向が見られましたが、平成 28 年の資源化率の増加に伴い全体のごみの量も減少に転じつつあります。住民へは平成 28 年より資源化への啓蒙啓発に強く取り組んでおり、その継続が今後のごみの減量や資源化率の向上に大きく影響するものと思われま

【図表 1】



※1 ごみ排出量は山形県統計年鑑、最上広域資料による。

【図表 2】



区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
直接資源化量(t)	37	34	32	36	34	32	34
集団回収(t)	2	1	0	0	0	0	0
中間再生量(t)※1	41	38	38	31	33	32	37
資源回収量(計)	80	73	70	67	67	64	71
人口(人)※2	3,846	3,793	3,743	3,663	3,600	3,577	3,481
資源化率(%)	8.4	7.7	7.3	6.9	6.9	6.7	7.8

※1 ごみ排出量は山形県統計年鑑、最上広域資料による。 ※2 人口は住民税務課による。

6. ごみ処理費

(1) ごみ処理経費負担

本村のごみ処理に要する、収集・運搬に係る経費及び最上広域市町村圏事務組合負担金額（ごみ処理負担金）は、次のとおりとなっております。ごみ資源化率と当経費は比例しており、ごみの減量と資源化率を向上させることが、処理経費の節減に影響することが顕著に現れております。

【表 3】 ごみ収集運搬処理経費一覧

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収集運搬委託料(千円)	12,210	12,210	12,239	12,241	12,588	12,548	13,099
ごみ処理負担金(千円)	43,477	47,979	44,294	38,788	41,756	42,233	38,077
運搬処理費計(千円)	55,687	60,189	56,533	51,029	54,344	54,781	51,176
人口(人)	3,846	3,793	3,743	3,663	3,600	3,577	3,481
世帯数(戸)	1,117	1,109	1,108	1,117	1,100	1,101	1,190
一人あたり負担額(円)	14,479	15,868	15,104	13,931	15,096	15,315	14,702
世帯あたり負担額(円)	49,854	54,273	51,023	45,684	49,404	49,756	43,005

(2) 一般廃棄物処理手数料

家庭や事業所から排出されるごみは、指定ごみ袋でゴミステーションに排出することになっており、それら処理手数料は下表の通りその金額が定められています。

【表 4】

袋の種類	サイズ	金額
生活系もやせるごみ袋	大	50 円/枚
	中	40 円/枚
	小	30 円/枚
生活系もやせないごみ袋	中	40 円/枚

事業系もやせるごみ袋	大	150 円/枚
	中	130 円/枚
事業系もやせないごみ袋	中	130 円/枚

また、粗大ごみについては別に粗大ごみの品目別料金表により決められた金額の粗大ゴミステッカー（500 円）を貼り付ける事でその手数料としております。

7. ごみの減量化・再生利用の状況と実績

ごみの減量化・再生利用は、環境保護、自然保護の観点から現代の生活に欠かせない生活要素となっております。本村におけるそれらへの取り組みを強く推し進めていきます。それら実績と課題は次の通りです。

(1) 村が行っている資源となるごみの分別収集

①集積所（ゴミステーション）の収集状況

集積所に配置されているコンテナやカゴにより分別排出された以下の資源は、最上広域の「リサイクルプラザもがみ」に運搬し、民間事業者に売却され資源化されております。

【表 5】 容器包装廃棄物処理実績（単位：トン）

項 目		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
大 蔵 村	ガラスビン	無 色	4.05	3.80	3.63	3.42	3.57	3.31	3.72
		茶 色	11.08	9.92	10.07	8.56	8.60	7.26	8.78
		その他	3.70	2.92	2.53	2.68	2.76	3.72	2.92
		小 計	18.83	16.64	16.23	14.66	14.93	14.29	15.42
	P E T		4.52	4.19	4.52	4.11	3.48	3.87	3.88
	紙パック		0.38	0.08	0.11	0.16	0.10	0.21	0.17
	カン	スチール	1.55	2.35	1.63	1.27	1.12	0.77	0.65
アルミ		1.39	1.15	1.36	1.11	0.92	0.84	1.06	

②拠点収集（資源ステーション）の収集状況

平成 19 年度に山形県のモデル（補助）事業で設置した資源ステーションでは、紙資源の収集をおこなっております。住民が使いやすいように安全管理の啓発をしつつ、24 時間体制で紙資源の収集を行っております。収集された資源は、委託業者が収集運搬し、民間事業者に売却され資源化されております。

【表 6】紙資源収集処理実績（単位：kg）

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
新聞紙	16,640	17,260	17,500	19,140	16,780	16,790	15,650
雑誌	13,120	9,570	10,610	10,680	10,080	9,210	9,930
段ボール	6,220	5,820	4,096	5,798	7,260	5,940	7,850
雑がみ	1,180	800	62	0	0	0	0
紙パック	170	170	160	185	158	104	133
紙資源計	37,330	33,620	32,428	35,803	34,278	32,044	33,563

③拠点収集（役場窓口）、催事（イベント）での収集状況

平成 25 年度 4 月 1 日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことにより、本村でも平成 26 年度より使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）の収集を行っております。平成 26 年度から平成 27 年度の 2 ヶ年は指定日、指定場所（役場前）に限定した収集を行いました。平成 28 年度はこれらに加え、大蔵村産業市での催事（イベント）回収を行っております。平成 29 年 8 月からは、指定日、指定場所での収集をやめ、役場業務時間内の窓口回収をおこなっており、利便性の向上に努めております。

収集された小型家電は引取契約業者より回収及び売却され適正な再利用の処理がなされております。

【表 7】小型家電収集実績（単位：kg）

項目	H26	H27	H28
小型家電	243	116	341

④集積所（ゴミステーション）の収集状況：古着等

平成 21 年度まで村直営で収集運搬を行い、回収業者に引き渡し資源化を行っていた古着等回収事業は、平成 22 年度から平成 25 年度までは休止状態でありました。平成 26 年度より小型家電回収と並行して古着等の回収を行っていましたが、平成 29 年度からは村指定の生活系もやせないごみ袋に種類別（古着・靴類・バッグ類）に入れることを条件にステーションでの収集を行い、利便性を高めております。

収集月日は衣替えの時季に限定し、4 月、5 月、9 月、10 月の第二、第四水曜日の 2 回、委託事業者による収集を行い、引取契約業者より回収及び売却され適正な再利用の処理がなされております。

【表 8】古着等（古着・靴類・バッグ類）収集実績（単位：kg）

項目	H19	H20	H21	H22～25	H26	H27	H28
古着・古布	2,710	2,070	870	休止	310	870	580

（２）生ごみの減量化に対する実績と施策

①家庭用生ごみ処理ポスの経過と今後の課題

平成 17 年度から 2 ヶ年において生ごみ処理ポス（通称：コンポスト）の助成事業に取り組み 98 台の処理ポスが利用されました。当該年度の生ごみ処理量は、6 月から 9 月までの間で前年度比約 15%の削減となりました。それら、生ゴミ処理ポスの老朽化が見え始めていることから、平成 30 年度において助成事業の再開を計画していきます。

また、生活様式の多様化により、生ゴミ処理ポスの需要にも変化が見られることから、ニオイ対策が大幅に改良された電機式生ごみ処理機（以下、「生ごみ処理機」という。）の普及に向け、取り組んでいく予定であります。

②公共施設や民間施設への生ごみ処理機の導入

生ごみの大きな発生源である公共機関、特に給食を提供している学校については、汎用の生ごみ処理機を導入するなどの計画を立てていくことが必要です。また、肘折温泉の旅館組合を中心とした汎用（業務用）生ごみ処理機の利用を促すことで大規模なゴミの減量化が期待できます。

（３）買い物袋持参運動

平成 19 年にレジカゴバッグ（会計前のレジカゴに装着しそのまま運ぶことが可能）の配布、平成 23 年、平成 28 年にはエコバッグの配布を、村イベント時にそれぞれ 500 個を配布しているため、レジ袋の減量には大きく影響を与えていると思われます。

（４）ごみ分別ガイドブック等の配布

平成 16 年度に「保存版 ごみリサイクル入門」、平成 29 年度に「保存版 ごみ分別完全ガイドごみと資源物のわけ方・出し方」を製作しそれぞれ全戸配布を行っています。

（５）大蔵村ごみ収集カレンダーの配布

ごみの収集日（4 グループ）の収集日程を表示した「大蔵村ごみ収集カレンダー」を年度末の毎年 3 月に全戸と事業所に配布しております。また、カレンダーの中では、簡易的なごみの分別方法を掲載しております。

（６）大蔵村ホームページの活用

平成 28 年度からは大蔵村ホームページに「保存版 ごみ分別完全ガイドごみと資源物のわけ方・出し方」、「大蔵村ごみ収集カレンダー」を掲載しその活用を促しております。

8. 不法投棄対策

(1) 不法投棄の監視

大蔵村環境活動委員会を組織し、村内 27 の各地区において不法投棄の監視体制を構築しております。また、村の広報誌にも不法投棄を発見した場合の、速やかな連絡方法を掲載し、それら監視に村民全体で努めております。

(2) 不法投棄防止パトロールの実施

毎年 5 月に山形県最上総合支庁環境課との合同パトロールを村内全域で行っております。

(3) 広報啓発活動

村広報誌掲載やチラシの配布による不法投棄防止啓発活動を随時実施しております。

(4) 適正処理困難物に対する対応

不法投棄物の中、最上広域で処理出来ないもの「適正処理困難物」(特定家庭用電気機器、パソコン等)については、大蔵村健康福祉課が主体となり、それらの適正処理を行うこととしております。

9. 現状の課題

本村におけるごみ処理の課題を整理すると、次のとおりとなります。

(1) 発生抑制

生活系ごみについては、平成 22 年より平成 25 年を例外に微減となっております。その原因の一つとして、人口減少によることが考えられます。しかし、一人当たりのごみの量は平成 26 年をピークに減少に転じておりますが、良好であった平成 22 年の実績には程遠く、今後の動向を注視すると共に、継続したごみ分別意識の徹底が必要であると考えられます。

村としては、ビン、缶、ペットボトルをはじめとする資源に関して、その資源化への取り組みを、啓蒙啓発を軸に頻繁に取り組んできておりますが、資源化率のグラフ【図表 2】に現れているようにその成果が見えはじめている状態です。

また、生活系ごみの成分分析で水分が 50%を占めている結果から、その対策がごみ減量の要素であると推測されます。

今後、更なる発生抑制と資源化に取り組むには、ごみや資源化における現状を注視しながら、新たな仕組みと取り組みを進めていく必要があります。それには、村民の意識の向上がとても重要であります。そのため、大蔵村と村民はなお一層ごみに関する情報を共有しながら、わかりやすい啓発活動を軸に村民が無理なく村と協調できる取り組みを行っていくことが課題であります。

また事業系ごみについては、事業者(商店、旅館、福祉施設など)が、最上広域に直接搬入するごみの量の統計となっておりますが、事業所の減少とは逆にごみの量が増えている状況です。各事業所におけるごみの分別や資源化状況を調査した上で、ごみの減量に

向けた対策と指導を行っていく必要があります。

(2) 分別収集の徹底

最上広域に持ち込まれた可燃ごみの組成を分析すると、紙・布類が 50%を占めております。これは依然としてリサイクルできる紙・布類が多く混在していると考えられます。

布類については、平成 20 年度より休止していた各地区のごみステーション収集を平成 28 年度より再開し、その結果について注視していきたいと考えております。

紙類についても、資源ステーションの収集量が人口減少と比例して減っていることから、これらもその変化を注視しながらその対策に取り組んで生きたいと考えております。

(3) リサイクル率の向上

平成 27 年度のリサイクル率は 6.7%にとどまり、山形県 35 市町村でワースト 1 位となっております。県平均の 15.3%からも大きく離れており、発生抑制や分別収集の徹底を主にした抜本的な対策が求められると考えられます。

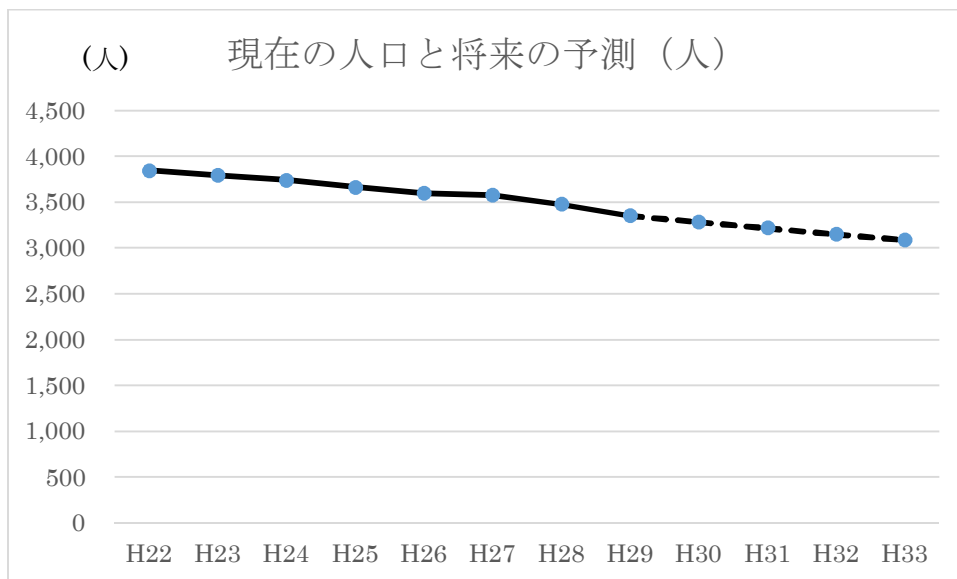


第3 大蔵村における将来のごみ量予測

1. 将来人口の予測

大蔵村の人口は平成 22 年に 4,000 人を切り、現在も微減を続けている状態であり、今後も減少傾向が継続することが予測されます。

【図表 3】



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人口 (人)	3,846	3,793	3,743	3,663	3,600	3,577	3,481	3,355	3,287	3,220	3,153	3,091

※平成 22 年から平成 28 年については、住民基本台帳による。

※平成 29 年から平成 32 年までの推計は平成 28 年 11 月「新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画書」による。(トレンド法)

※平成 33 年度は回帰直線予測による。

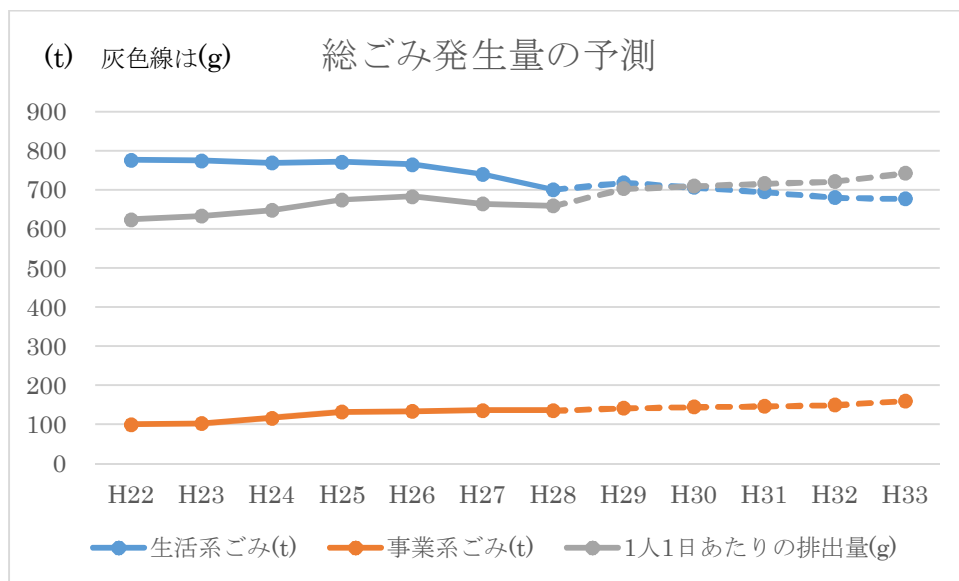
2. 総ごみ発生量の予測

ごみの発生量の予測については、トレンド法を主として推計している平成 28 年 11 月「新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画書」より引用し、不足部分については回帰直線予測により算出しております。

大蔵村では中長期的には、産業構造やごみ処理方法の大幅な変化が見込まれないことから、人口の減少と共にごみの発生量も減少傾向が続くことが予想されます。

基準年からの予想推移は以下の通りであり、基本的には自然的に減少すると予測されます。ただし、事業系のごみについては生活系のごみの量や事業所数の減少傾向にある中、それらに反比例し微増傾向にあり、今後についても増加の予測となっております。

【図表 4】



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
生活系ごみ(t)	776	775	769	771	765	740	703	719	707	695	681	678
事業系ごみ(t)	100	102	116	132	133	150	136	142	145	147	150	161
合計(t)	876	877	885	903	898	890	839	861	852	842	831	838
人口	3,846	3,793	3,743	3,663	3,600	3,577	3,481	3,355	3,287	3,220	3,153	3,091
1人1日あたりの排出量(g)	624	633	648	675	683	682	660	703	710	716	722	743
事業所数	157	157	146	141	144	142	143	142	137	134	132	130
1事業所あたりの排出量(t)	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2

※事業所数はもがみ南部商工会資料による。

第4 基本方針

1. 基本理念及び目標

ごみの減量とリサイクルの推進は、自然環境への負担の軽減や地球資源の有効活用など、地球環境保全の視点からも重要な課題となっております。

大蔵村ではこれらの課題をより推進していくために4Rを基調とした適正な体制作りを基本にしながら、自然に優しい村づくりと循環型村づくりを並行して推進していくことが重要です。

・4Rとは？

1.Refuse (リフューズ)

マイバッグ等を活用し不要な袋などをもらわないでごみを減らす事。

2.Reduce (リデュース)

詰替用商品を利用し、ごみを減らす事。

3.Reuse (リユース)

瓶などを繰り返し利用する事。

4.Recycle (リサイクル)

資源としてごみを出し、再生原料とする事。

これらに加え、「日本一美しい村連合」に加盟している状況を踏まえ、大蔵村におけるごみ処理基本計画の目標を以下のように定めます。

「日本一美しい自然と環境に調和した村づくり」

2. 基本方針

目標を達成するための、ごみの扱いに関する基本方針は次のとおりとします。

- ①限りある資源を大切にすることを基本理念に、4Rに基づいた再生利用を推進する自然に優しい循環型社会の形成を目指します。
- ②廃棄物の処理については、適正な分別がなされているかを確認しながら、環境を損なうことの無い適正な処理が行われるよう、その対策を推進していきます。

3. ごみの減量と資源化の目標

大蔵村民と事業者そして村が共通の課題と目標を認識しながら、ごみの発生と排出の抑制に取り組んでいくために目標値を設定し、意識的にごみの減量及び資源化を図っていくこととします。

(1) 1人1日あたりのごみの排出量

『1人1日あたりのごみの排出量を平成33年度において、600gへ減量する』

※「新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画書」における減量目標は5%であるが、過去の実績と照らし合わせこの目標値を設定しております。

【表9】生活系ごみ排出量と1人1日あたりのごみの排出量

区 分	H28 実績値	H22~28 最低値	H33 目標値	対28年比	伸率(%)
生活系ごみ排出量(t)	703	703	633	△ 70	△ 10.0
1人1日あたり 排出量(g)	660	624	600	△ 60	△ 9.1

(2) 事業系ごみの排出量

『1事業所あたりのごみ排出量を平成33年度において、0.6トンへ減量する』

※「新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画書」における減量目標は10%であるが、過去の実績と照らし合わせこの値を設定しております。

【表10】事業系ごみの排出量と1事業所あたりのごみ排出量

区 分	H28 実績値	H22~28 最低値	H33 目標値	対28年比	伸率(%)
事業系ごみ排出量(t)	136	100	100	△ 36	△ 26.5
1事業所あたり排出量(t)	0.9	0.6	0.6	△ 0.3	△ 30.2

(3) リサイクル率の目標値

『リサイクル率を平成33年度において16%へ引き上げる』

直接資源化量（資源ステーション回収や古着小型家電回収）、中間処理再利用資源（最上広域に持ち込まれ資源化されるもの）と集団回収（現在は実施団体無し）の量を資源化量とし、ごみ総排出量で除した値をリサイクル率（資源化率）としております。

次表の通り大蔵村のリサイクル率を県平均並みに向上させるには、総資源化量を2倍以上に伸ばす必要があります。しかしながら、資源化に対する意識向上の啓蒙開発に取り組むこと、また平成29年4月より民間の資源回収業者が廃業したことによる資源回収量の増加が見込めるため、これら数値を達成目標として強く取り組んでいきます。

【表 11】生活系、事業系ごみの排出量と資源回収量

区 分	H28 実績値	過去最低値	H33 目標値	対 28 年比	伸率(%)
生活系ごみ排出量(t)	703	703	677	△ 26	△ 3.7
事業系ごみ排出量(t)	136	100	100	△ 36	△ 26.5
資源回収量(t)	71	64	148	77	108.5
ごみ総排出量(t)	910	867	925	15	1.6

【表 12】資源化（リサイクル）率と目標値

区 分	H28 実績値	過去最低値	H33 目標値	対 28 年比	伸率(%)
直接資源化量(t)	34	32	90	56	264.7
中間再生量(t)	37	21	58	21	156.8
集団回収量(t)	0	0	3	3	300.0
総資源化量(t)	71	53	148	77	208.5
ごみ総排出量(t)	910	867	860	△ 50	94.5
リサイクル率(%)	7.8	6.1	17.2	9	220.5

第5 基本計画の施策

施策1. ごみ発生抑制の推進

(1) 生活系ごみ減量運動の推進

大蔵村における食品や生活用品の調達は、隣接する新庄市に依存する機会が多くなってきております。新庄市及び市内の食品販売店ではレジ袋の有料化に合わせて、買い物袋を持参する運動を行っています。大蔵村においてもこのような状況に対応しながら、ごみの減量化に向けた取り組みを行ってまいります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に向けた買い物袋持参の啓蒙啓発 ・事業者に向けた分別や資源化に係る指導や協力
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物袋持参の実践
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物袋持参の呼びかけ ・買い物袋持参ポイント等の付与の検討

(2) 生ごみ減量の推進

生ごみの水切りの徹底について啓発し、ごみの減量化を図ります。また、多くの市町村で実施している生ごみ処理機の普及事業については、その性能や機能を村単独モデル事業で実施した結果を基に判断し、実施していきたいと考えております。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ水切り徹底の啓発 ・生ごみ処理機活用モデル事業による検証 ・生ごみ処理機普及事業の実施（モデル事業の結果による）
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・水切りによる減量化の実施 ・家庭から出る生ごみの処理機による処理（堆肥化）
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用（業務用）生ごみ処理機の積極導入

(3) 事業者が排出するごみの適正化推進

定期的に排出する事業者のごみについては、その内容を聞き取りにより把握し、必要なものがあれば適正な分別や排出方法を指導し、ごみの減量と資源化を推進してまいります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者排出ごみの内容調査 ・事業者への分別、排出の適正な指導
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・適正なごみの排出（産業廃棄物の適正な処理）

(4) 再利用の推進

循環型社会の形成に向けては、住民一人ひとりが大量消費、大量廃棄のライフスタイルを省みて、環境に配慮したエコスタイルに見直すことが必要となってきます。物を無駄にしない大切にする、環境に優しいライフスタイルの普及啓発に取り組んでまいります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	・ごみの発生、排出抑制につながるライフスタイルの提案
住 民	・フリーマーケットやバザーの開催

施策 2. 循環型ごみ排出の推進

(1) ごみ分別の徹底

再資源化されるべきごみが、焼却ごみに混入されないように、分別の徹底と排出の監視について継続的に取り組んでいきます。また、これら分別のルールが理解しやすいような分別ガイドの作成やホームページへの掲載などを積極的に取り組んでいきます。

既存の資源ステーションについても、安定した資源回収量があるため、一層利用しやすい施設の検討を進めてまいります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による分別ルールの周知 ・資源化強化月間（11月）の設定 ・排出ごみの監視と排出指導 ・ごみ分別ガイドブック（保存版）の作成と配布 ・ごみ分別ルールの大蔵村ホームページへの掲載
住 民	・決められたルールによるごみ分別排出の実践と徹底
収集運搬業者	・分別違反ステッカーの貼り付けと村への報告

(2) 事業者による資源化の推進

商店、飲食店、旅館業に対する過剰包装の自粛や分別の指導を行っていくとともに、生ごみ廃棄物の水切り徹底と汎用（業務用）生ごみ処理機の導入などに取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への働きかけ（過剰包装の自粛・水切りの徹底） ・分別指導 ・汎用（業務用）生ごみ処理機の研修の開催
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な資源化の実践 ・汎用（業務用）生ごみ処理機の導入推進と普及

(3) 集団回収の推奨

PTA や子ども会、婦人会等の住民団体に対する故紙類やビン類の回収が広く行われるよう働きかけていきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収への支援、新たな集団回収のスタイルの構築 ・大蔵村広報等に掲載することによる周知
事 業 者	・集団回収事業への積極的な参加協力

(4) 公共施設の率先した取り組みの推進

住民や事業者に働きかけを行ううえで、排出事業者として自らが模範となるよう、施設内のごみや環境に対する意識を向上させることが必要と考えます。主たる事業者として、その運営の中で自主的に環境保全に

関する取組を進め、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことはとても重要なことであり、これら積極的な取り組みを推進していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が率先した分別収集や適正排出の徹底を強化 ・公共事業等におけるリサイクル資材使用の推進

(5) 再生品（リサイクル商品）の利用促進

ごみから資源を分別し、それらを再生して商品にしたリサイクル商品（グリーン商品）を購入し利用することは、環境負担の軽減もさることながら更なるリサイクル事業の促進を加速させます。これらのことについて、大蔵村全体で取り組み促進していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的なグリーン購入の推進 ・住民に対するグリーン購入の呼びかけ
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入対象商品の購入
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入対象商品の購入や利用 ・小売店におけるグリーン購入商品のわかりやすい表示

施策 3. 不法投棄防止対策の推進

(1) 監視体制の充実と小型家電の収集

不法投棄の早期発見、早期解決のため関係機関や組織との連携を強化します。また、投棄される可能性のある小型家電の収集に取り組みます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵村環境活動委員会による監視体制の強化徹底 ・不法投棄防止月間の住民への周知徹底 ・山形県と協調した不法投棄防止パトロールの実施 ・不法投棄の可能性のある小型家電の積極的な収集 ・適正処理困難物の処理方法の周知と指導

(2) 不法投棄されない環境づくり

日本で最も美しい村連合に加盟している大蔵村では、清潔で美しい里山景観を保持していくため、不法投棄の未然防止に継続的に取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止啓発活動の実践 ・ボランティア清掃活動への支援
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵村美化運動への積極的かつ自主的な参加
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵村美化運動への積極的かつ自主的な参加

施策 4. 廃棄物にかかる情報の提供と共有化の推進

(1) ごみや環境情報の提供

ごみ減量化の取り組みは大蔵村の指導の下、住民と事業者が主体となって取り組んでいくものであります。身近に起きているごみ問題を正しく理解し、その問題に対し正しく判断し行動していくためには、ごみに関する情報をわかりやすく、噛み砕いて提供していくことが重要となります。このため、様々な機会を通して積極的且つ効果的な情報発信に努めます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ごみ情報の発信及び4R等の広報啓発の充実 ・ごみ処理施設視察見学会への勧誘
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設視察見学会への自主的な参加
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設視察見学会への自主的な参加

(2) ごみや環境情報の共有

ごみ処理の課題や目標を、山形県や最上広域をはじめとする各種団体機関と共有し、意見交換等によって住民や事業者等の取り組みの評価見直しができるよう、連携の強化をさらに図っていきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体機関との連携の強化

(3) ごみ減量、リサイクル教育の推進

子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、地域や学校と連携しながら継続的な環境教育を推進します。

特に次世代を担う子どもたちが環境に配慮した生活習慣を身につけ、循環型社会の構築に向けた活動を行うことは、強いては大人のごみ問題に対する意識の高揚への発展が期待できるものであります。そのため、小中学校の環境学習の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
大 蔵 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別ガイドブックを活用した環境教育の充実 ・ごみ処理学習会の実施
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習会等への積極的な参加
小 中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の充実 ・環境活動への取り組み

第6 その他の取り組み

1. その他の取り組み

(1) 火災ごみ対策

不慮の火災によって排出されるごみに関しては、そのごみの受け入れについて最上広域がガイドラインを作成しており、それらに準じた排出指導を行っていきます。また、これらごみの放置や不法投棄に繋がらないような指導も積極的に行うようにします。

(2) 災害ごみ対策

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速且つ適正に収集処理し、生活環境の保全を図っていきます。これらについては、大蔵村地域防災計画の廃棄物処理計画のなかに位置づけ、適宜対策を講じていきます。

(3) 農業用資材ごみ対策

農業用資材ごみ廃プラスチック（黒ビニール、寒冷紗、肥料袋など）については、JA もがみ中央大蔵支店と協力しながら、適正な回収と処分をすすめて行きます。

